

医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関するお知らせ

2023年4月1日より医療機関において、オンライン資格確認システムの導入が原則義務化となりました。
それに伴い、当院は2023年4月1日より医療情報・システム基盤整備充実体制加算の対象医療機関となります。

マイナ保険証（マイナンバーカード）提示によって活用される診療情報は以下の通りです。

- ・ 特定健診情報
- ・ 薬剤情報（内服薬など）
- ・ 他の医療機関の受診歴

当院では、正確な情報を得る事でより良い医療を提供する事に役立ててまいります。

マイナ保険証によるオンライン資格確認のご利用にご協力をお願い致します。

その他にも

- ・ 健康保険証として使用できる
- ・ 限度額適用認定証がなくてもOK

マイナ受付
対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりにマイナンバーカードを使う新たな方法。それが「マイナ受付」です。

マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと
※マイナ保険証がなくても！
※マイナ保険証がなくても、マイナ保険証の代わりにマイナンバーカードを使うことができます。ただし、マイナ保険証がなくてもマイナ保険証の代わりにマイナンバーカードを使う場合は、マイナ保険証の代わりにマイナンバーカードを使う必要があります。

このステッカーが目印！
マイナ受付

事前に登録するだけで利用できます！
詳しくは [マイナポータル](#)

医療情報・システム基盤整備充実体制加算1

(初診時) 6点 (月1回)

- ・ 従来の健康保険証を提示した場合
- ・ マイナ保険証を提示したが、診療情報活用に同意しない場合。
- ・ あるいはマイナ保険証の電子証明書が失効している場合。

医療情報・システム基盤整備充実体制加算2

(初診時) 2点 (月1回)

- ・ マイナ保険証を提示し、診療情報活用に同意した場合。
- ・ 他の医療機関から診療情報提供を受けた場合

医療情報・システム基盤整備充実体制加算3

(再診時) 2点 (月1回)

- ・ 従来の健康保険証を提示した場合
- ・ マイナ保険証を提示したが、診療情報活用に同意しない場合。

保険証の代わりにマイナンバーカードで
マイナ受付

マイナ保険証の提示は受付までお願いいたします